

特定非営利活動法人静岡県建築技術安心支援センター構造計算適合性判定手数料規程

(趣旨)

第1条 この構造計算適合性判定手数料規程は、別に定める特定非営利活動法人静岡県建築技術安心支援センター構造計算適合性判定業務規程(以下「業務規程」という。)に基づき、特定非営利活動法人静岡県建築技術安心支援センター(以下「センター」という。)が実施する構造計算適合性判定の業務に係る手数料(以下「判定手数料」という。)について、必要な事項を定めるものである。

(判定手数料)

第2条 業務規程第21条に規定する判定手数料の額は、一の建築物ごとに、次の各号に掲げる構造計算適合性判定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している部分(地上部部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合も含む。)は、それぞれ別の建築物とみなす。

- (1) 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準(建築基準法第20条第1項第2号イに規定する政令で定める基準に従った構造計算で国土交通大臣が定めた方法によるもの)に適合するかどうかの構造計算適合性判定 別表の(一)項
- (2) 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準(建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する政令で定める基準に従った構造計算で国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるもの)に適合するかどうかの構造計算適合性判定 別表の(二)項

附 則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

別表 判定手数料(第2条関係)

(単位:円、非課税)

		(一)	(二)
	構造計算適合性判定に係る建築物の床面積の合計	構造計算が大臣認定プログラム以外によって行われたもの	構造計算が大臣認定プログラムによって行われたもの
(ア)	1,000 m ² 以内のもの	216,000	216,000
(イ)	1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	276,000	276,000
(ウ)	2,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	349,000	349,000
(エ)	10,000 m ² を超え、50,000 m ² 以内のもの	514,000	514,000
(オ)	50,000 m ² を超えるもの	859,000	859,000

【備考】

適合判定通知書の交付があった建築物の計画を変更して建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをする場合については、床面積の合計の2分の1の面積(床面積が増加する場合にあっては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた面積)とする。